



保健だより

No.2

令和3年 4月21日
多摩市立豊ヶ丘小学校
校長 卜部 敦彦
主任養護教諭 新井あづ紗



新学期が始まって2週間が経ちました。子供たちは元気に登校していましたが、疲れが出たのか、先週末は体調不良を訴えて保健室で休養する児童が多かったです。朝晩の寒暖差も大きく体調を崩しやすい時期ですので、体調が悪いときは無理をせずお休みしていただければと思います。

～学校伝染病について～



こんな病気にかかったときは出席停止です

インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水ぼうそう、咽頭結膜熱（プール熱）、流行性角結膜炎（はやり目）、溶連菌感染症、伝染性紅斑（リンゴ病）、感染性胃腸炎 など

上記のような感染症にかかった場合、出席停止となり、法律で決められた日数をお休みしていただきます。登校する際は、「登校許可証」に医師の証明が必要です。

インフルエンザに限り、「インフルエンザ治癒届」に保護者が記入して提出します。



※新型コロナウイルス感染症に関して、以下の場合は「出席停止」の扱いになります。

- 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合
- 新型コロナウイルス感染症の感染者と濃厚接触があった場合
- 発熱等の風邪の症状がみられ、自宅で休養する場合
- 家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合
- 新型コロナウイルス感染症を予防するために自主的に欠席する場合



災害共済給付制度 についてのお知らせ



学校の管理下でケガをして医療機関にかかったとき、医療費の一部が給付されます。総医療費5,000円（自己負担3割の場合、支払い額が1,500円）以上が対象になります。受診した月から2年間請求を行わなければ給付を受けられなくなるので、早めに保健室にお知らせください。

*通院が6日以上になった場合、また入院した場合は、日本スポーツ振興センターとは別に「全国市長会学校災害賠償補償保険」の補償の対象になります。詳しくは 4/7（1年生は 4/6）配布のお知らせをご覧ください。

*ご不明な点がございましたら、保健室 新井までご連絡ください。